

足立区温暖化対策キャラクター貸出実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区温暖化対策キャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しをする場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請)

第2条 着ぐるみの借受けを希望する者は、あらかじめ足立区温暖化対策キャラクター着ぐるみ使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を環境政策課長（以下「課長」という。）に提出し、又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請を受けた課長は、必要に応じてイベント等の企画書やちらし等概要のわかる書類の添付を求めることができる。

3 第1項の申請は、着ぐるみの借受けをしようとする日の1か月前から7日前までに行わなければならない。ただし、課長が特に認めた場合は、この限りでない。

(着ぐるみの貸出)

第3条 課長は、個人又は団体が開催するイベント等で使用させるため、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

2 課長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出しを認めないことができる。

(1) 足立区の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 着ぐるみを欠損し、又は汚損するおそれがあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(5) その他、課長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

3 前項の貸出し期間は、貸出日及び返却日を含めて7日以内とする。ただし、課長が特に認めた場合はこの限りでない。

4 課長は貸出しを認めるときは、足立区温暖化対策キャラクター着ぐるみ使用許可決定通知書（様式第2号）によって通知する。

5 課長は貸出しを認めないときは、足立区温暖化対策キャラクター着ぐるみ使用申請却下決定通知書（様式第3号）によって通知する。

(使用上の遵守事項)

第4条 前条第2項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された用途のみに使用すること。

(2) 貸出期間を遵守すること。

(3) 開催するイベント等において、足立区温暖化対策キャラクターを紹介すること。

(4) その他課長が別に定める条件に従って使用すること。

(許可の取消し等)

第5条 課長は、利用者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、その許可を取り消すとともに、当該利用者の以後の貸出申請について、許可しないものとする。

2 課長は、利用者が前項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第6条 利用者は、借り受けた着ぐるみを破損又は汚損したときは、当該利用者の責任と負担により補修又は清掃を行い、当該着ぐるみを原状に復しなければならない。

2 利用者は、着ぐるみを受領するときに着ぐるみ原状確認表(様式第4号)により、着ぐるみの原状を確認し、課長に提出するものとする。

(免責)

第7条 課長は、着ぐるみの貸出しにより利用者が被った損害及び利用者の着ぐるみの使用により第三者が被った損害について、その補償の責めを負わない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年5月1日より施行する。

付 則(23足環温発第2029号 平成24年3月30日区長決定)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(2足環政発第2477号 令和2年11月13日区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。